

福岡県市町村職員研修所講師養成派遣研修 実施要綱

平成7年2月1日
要綱第1号

講師養成派遣研修実施要綱（平成5年1月28日制定）の全部を改正する。

（趣 旨）

第1条 この要綱は、福岡県市町村職員研修所（以下「職員研修所」という。）が行なう講師養成派遣研修（以下「派遣研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（派遣研修の基本方針）

第2条 派遣研修は、市町村職員の資質向上と能力開発を図ると共に、職員研修所が行なう研修の講師を養成することを目的とする。

（派遣研修の派遣先及び研修科目）

第3条 派遣研修の派遣先は、市町村職員中央研修所（以下「市町村アカデミー」という。）とし、次の研修科目のうち一を受講するものとする。

- (1) 地方自治制度（研修講師養成）
- (2) 地方公務員制度（研修講師養成）

（派遣研修の経費負担）

第4条 次に掲げる経費については、職員研修所が負担する。

- (1) 市町村アカデミーから請求される研修生受講経費（研修費、食費、研修生活動費、教材図書費）
- (2) 市町村と市町村アカデミーの往復に要する旅費（福岡県自治振興組合職員等の旅費に関する条例に基づき支給）

（派遣研修の申込）

第5条 市町村長は、派遣研修の申込みをするときは、職員研修所長あてに研修受講申込書（様式1）を提出するものとする。

（派遣研修生の決定）

第6条 職員研修所長は、前条の申込があったときは、当該申込書を審査したうえで、財団法人福岡県市町村振興協会を経由して、市町村アカデミーに申請する。市町村長は、市町村アカデミーからの受講者決定通知受領後、すみやかに職員研修所長へ当該決定通知の写しを添付のうえ報告するものとする。

（派遣研修の条件）

第7条 派遣研修の所期の目的を達成するために、派遣研修生は、次に掲げる条件を実行するものとする。

- (1) 市町村アカデミーの修了証書の交付を受けること。

(2) 職員研修所が行う「新規採用職員研修」の講師を受託すること。

(派遣研修決定後の変更)

第8条 市町村長は、派遣研修の決定後に、これを変更する必要があるときは、すみやかに職員研修所長に報告し、協議するものとする。

(派遣研修の結果報告)

第9条 市町村長は、派遣研修修了後1週間以内に、「修了証書」の写しを添えて、職員研修所長に報告するものとする。

(派遣研修経費の返還)

第10条 職員研修所長は、第7条に掲げる条件が実行されない場合市町村長に対し、期限を定めて、第4条に掲げる経費の返還を請求することができるものとする。

(補 則)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、職員研修所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

附 則 (平成16年福岡県自治振興組合要綱第1号)

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

